

防火・耐火に関する法令

2 特殊建築物の防火規制

特殊建築物は、その用途及び用途延床面積等により、防火規制が異なります。

■特殊建築物の要求性能(法第27条、平成27年国土交通省告示第255号など)

			主要構造部		外壁の開口部		耐火建築物又は準耐火建築物の別	具体的な耐火建築物等の例				
			特定準耐火構造	耐火構造等	延焼のおそれのある部分※1	開口周囲部分※2						
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上の階を用途に供するもの	—	耐火構造等	両面防火設備※3	/	耐火建築物	耐火建築物、耐火構造建築物				
		客席の床面積の合計が200㎡以上										
		[劇場、映画館、演芸場]主階が1階にないもの										
(2)	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上の階を用途に供するもの	—	耐火構造等	両面防火設備※3	/	耐火建築物	耐火建築物、耐火構造建築物				
		[下宿、共同住宅、寄宿舎]3階建てかつ3階を用途に供するもの							1時間準耐火構造	準耐火建築物又は耐火建築物	木3共	
		用途に供する部分(2階かつ病院、診療所については患者の収容施設に限る)の床面積の合計が300㎡以上							準耐火構造等※4	準耐火建築物又は耐火建築物	イ準耐火口準耐-1口準耐-2	
(3)	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	4階以上の階を用途に供するもの、4階建て以上で3階を用途に供するもの	—	耐火構造等	両面防火設備※3	防火設備等※4	耐火建築物	耐火建築物、耐火構造建築物				
		3階建てで3階を用途に供するもの							1時間準耐火構造	[1時間準耐火構造]両面防火設備※3又は室の天井の不燃化等	準耐火建築物又は耐火建築物	木3学
		用途に供する部分(2階以下)の床面積の合計が2,000㎡以上							準耐火構造等※4	/	準耐火建築物又は耐火建築物	イ準耐火口準耐-1口準耐-2
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	3階以上の階を用途に供するもの	—	耐火構造等	両面防火設備※3	/	耐火建築物	耐火建築物又は耐火構造建築物				
		用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上										
		用途に供する部分(2階に限る)の床面積の合計が500㎡以上							準耐火構造等※4	準耐火建築物又は耐火建築物	イ準耐火口準耐-1口準耐-2	
(5)	倉庫類	用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が200㎡以上	—	法27条2項耐火構造等	法2条第九号の二口の防火設備	—	耐火建築物	耐火建築物				
		用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以上		法27条3項準耐火構造等					準耐火建築物又は耐火建築物	イ準耐火口準耐-1口準耐-2		
(6)	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ	3階以上の階を用途に供するもの	—	法27条2項耐火構造等	法2条第九号の二口の防火設備	—	耐火建築物	耐火建築物				
		用途延床面積合計≥150㎡		法27条3項準耐火構造等口準耐-1除く					準耐火建築物又は耐火建築物	イ準耐火口準耐-2		
	法27条3項/危険物の貯蔵場、処理場	令116条の危険物の数量限度による	—	法27条3項準耐火構造等	法2条第九号の二口の防火設備	—	準耐火建築物又は耐火建築物	イ準耐火口準耐-1口準耐-2				

※1 法第2条第6号に規定。

※2 3階以上の階を用途に供する場合において、主要構造部を告示仕様によらず国土交通大臣による認定を受けて建築する場合には、規制の対象となる。

※3 屋内への遮炎性能を有する防火設備を設置する必要があるが、告示では法第2条第九号の2口に規定する防火設備(屋内及び屋外への遮炎性能を有するもの。表中「両面防火設備」という。)の構造を規定している。屋内への遮炎性能を有するものとして国土交通大臣が認定した防火設備の設置も可能。

※4 準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造。